

議案第205号

中央区、南区及び城南区内設置の市営住宅に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が中央区、南区及び城南区内に設置する市営住宅の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めらるるものである。

中央区、南区及び城南区内設置の市営住宅に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

中央区、南区及び城南区内設置の福岡市営住宅（市営地行住宅ほか32住宅）

2 指定管理者に行わせる業務

保守管理業務、緊急・小口修繕業務及び駐車場管理運營業務

3 指定管理者に指定する者

東急コミュニティー・九州総合管理共同事業体

代表者 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

株式会社 東急コミュニティー

福岡市城南区七隈七丁目24番22号

株式会社 九州総合管理

4 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで